

第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法

武蔵野市は、昭和46年の「第一期基本構想・長期計画」より、市民参加、議員参加、職員参加による長期計画の策定を行ってきた。また、武蔵野市地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4年ごとのローリングによる計画の見直しなど「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定に受け継がれてきた。

今回の調整計画も、長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や、様々な市政の課題の解決にあたり市民の参加を求め、また、無作為抽出市民によるワークショップの実施等、時代に即応した市民参加の手法を取り入れ、積極的に市民意見を求めている。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

＜武蔵野市方式について＞

武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- 策定作業前に、地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等を実施し公開するとともに、市政アンケートや市民意識調査による市民ニーズの把握
- 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加、議員参加、職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため討議要綱及び計画案を市報で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期に合わせた4年ごとのローリング方式による実効性の担保
- 長期計画と予算・決算の連動
- 長期計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施

(1) 武蔵野市長期計画条例

国は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを地方自治法で義務付けていたが、地方分権推進の観点から、平成23年の改正により法的な義務付けを廃止した。しかし、本市では、前述のように第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要

性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成23年12月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

さらに同条例は、長期計画の前期5年の実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他

の計画との関係について定めるとともに、議会との関係について、「市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」と定めている。

(2) 調整計画の位置付け

10年間で1期として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている（武蔵野市長期計画条例第2条第3項）。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめ

ぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする（同条例第3条）と規定しており、これが調整計画の策定である。

調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の改定は行わず、実行計画に掲げられた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、策定を行っていくものである。

